

## 第19回子どもの権利条例策定検討会議の結果（概要）

### 1. 開催日時等

令和6年7月31日（水）午後1時00分～午後5時26分／第2会議室

### 2. 会議結果

#### 【協議事項1】 素案の作成に向けた協議等

##### (1) 前文の内容について協議

前回の協議を基に正副委員長にて作成した前文案について協議した結果、参考人から御意見のあった「こどもは権利の主体」をどの部分に加えるかという点のほか、全体的に包み込むような表現とすべきとの意見や、次の文言について整理が必要との意見があったため、正副委員長にて原案を修正の上、改めて次回協議することとなった。

- ・ 「嫌なことを言われず」
- ・ 「自分の意見を尊重してもらい」
- ・ 「私たち大人にとって」
- ・ 「こどもに関係することを決めるとき」
- ・ 「こどもにやさしいまち」
- ・ 「たくましく聡明に」

##### (2) 各条項案について見直し

条例全体の構成や各条項案の表現など、全体を通して見直しを行った結果、事務局から提案のあった、条例の体裁を整えるため又は統一感を図るため修正すべきもの（別添資料中「指摘事項」）については、「こどもに最も良いこと」を平仮名表記することを除き、全て修正することとなった。

また、これまで行った執行部へのヒアリングや意見交換のほか、参考人からいただいた御意見などを踏まえ、あらかじめ事務局にて精査の上、委員会として検討が必要と思われるもの（別添資料中「要検討事項」）については、協議の結果、次のとおりとなった。

#### ▼ 第1条

特に修正なし。

#### ▼ 第2条

- ・ 第2号中、「市内にある事務所又は事業所において事業活動その他の活動を行う者又は団体」を「市内で事業活動その他の活動を行う者又は団体」に修正。
- ・ 第4号中、「その他こどもが育ち、学び、活動するために利用する施設」を「その他こどもが育ち、学び、活動する施設」に修正。また、「その他」の施設は、放課後児童クラブなど、公共性の高い施設とし、詳細は逐条解説に記載。

- ▼ 第3条
  - ・ 条タイトル「大切なこどもの権利」を「特に大切なこどもの権利」に修正。
  - ・ 第8号「衣食住が確保できる権利」を「衣食住が確保される権利」に修正。
  - ・ 第9号「教育を受ける権利」を「教育を受けられる権利」に修正。
  - ・ 各号の順番について、何を基準して並び替えるか、次回検討。
- ▼ 第4条
  - ・ 条文全体を「こどもは、自分と他の人それぞれに権利があることを理解し、尊重します。」に修正。
- ▼ 第5条
  - ・ 第1号中「こどもにやさしいまちづくり」を「こどもの権利を保障するためのまちづくり」に修正。これに合わせて、第5章のタイトルも修正。
  - ・ 第3号は、第25条（普及啓発）と内容が重複するため、第25条へ移行。
  - ・ 第4号中「こどもがこどもの権利とその守り方を学ぶ機会を保障します」を「こどもがこどもの権利を学ぶことができる機会の確保に努めます」に修正。
- ▼ 第6条
  - ・ 「一人ひとりのこども」が、誰から受け入れられるかなど、分かりにくい内容となっていることから、次回検討。

### **3. その他**

次回は、令和6年8月9日（金）午前9時から開催し、引き続き、条例素案の作成に向けた協議を行う。